

令和6年11月28日

老人クラブ 会長 各位

古河市社会福祉協議会
古河市役所高齢介護課

老人クラブ活動費支援金相談会(第2回)について(お知らせ)

日頃より、古河市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、老人クラブ活動費支援金の手続きに関しましては、「老人クラブ活動費支援金の手引き(令和6年4月)」をご覧ください、個別に相談できる相談会をご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

相談会では、支援金に関する個別相談や提出書類の事前確認、書類受付も行います。
ご予約のうえ、開催期間中にご参加いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 老人クラブ活動費支援金相談会(第2回)

◇老人クラブが提出する書類(既に事業が完了していること)

- ・ふれあい交流事業支援金
- ①老人クラブ等活動費支援金交付申請書兼請求書
 - ②ふれあい交流事業実施報告書
 - ③ふれあい交流事業活動記録
 - ④振込口座通帳の写し(口座情報が違う時)

- ・バス利用料支援金
- ①老人クラブ等活動費支援金交付申請書兼請求書
 - ②バス利用に係る事業実施報告書
 - ③バス利用の費用が分かる書類の写し
 - ④振込口座通帳の写し(口座情報が違うとき)

◇相談会日程

期間	受付時間	場所など
令和7年1月16日(木) ~1月17日(金)	9:30~11:30	場所 古河市総和福祉センター(健康の駅) 2階 視聴覚室 1.2 住所:駒羽根1501 お願い
令和7年1月20日(月) ~1月23日(木)	13:30~16:30	事前に日時を予約してから、お越してください。 相談日時の予約は <u>1月7日(火)10時より</u> 受付を開始します。
※ <u>郵送提出</u> を希望する場合は、 <u>1月23日(必着)</u> まで下記にご返送ください。(各庁舎への持込不可) 〒306-0213 古河市北利根10番地 たんぼぼ館		

問合せ先

古河市社会福祉協議会《老人クラブ担当》

電話番号 090-4610-8671

(平日 午前9時~午後5時)